令和８年（フ）第１０７号
茨城県牛久市南５丁目39番地５
債務者　松下　アルジェンサ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
茨城県牛久市さくら台２―28―９　コーポジュリⅠ203
債務者　加藤　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
茨城県牛久市さくら台２―28―９　コーポジュリⅠ203
債務者　加藤　龍太
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
茨城県桜川市真壁町飯塚1002番地１
債務者　牧野　浩司（旧姓猪飼）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第６４１号
栃木県日光市今市1659番地130　（３―101）
債務者　藤戸富視男
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８２号
栃木県宇都宮市下栗町463番地10
債務者　松尾　奈々
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８９号
栃木県宇都宮市泉が丘７丁目11番21号
債務者　藤本　久子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９１号
栃木県足利市福富町966番地１　ホーム吉田３号室
債務者　荒井　奈穂
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１４０号
横浜市旭区柏町112番地９　グレーシアフィット南万騎が原404
債務者　江藤　真穂
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５６号
横浜市戸塚区上矢部町1627番地13　プライムステージ21―304号
債務者　谷山　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２０７号
横浜市鶴見区平安町２丁目21番地５　３Ｆ
債務者　阿部　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２４２号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目５番11号　佐々木荘２―１
債務者　松川　隆夫
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７２号
横浜市青葉区桂台２丁目22番地15　プラシード桂204
債務者　成田　貫太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６０号
横浜市磯子区杉田３丁目９番18号　第２小林荘７号
債務者　伊澤　隆雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３０号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―12―102
債務者　須藤　芳雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３１号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―12―102
債務者　須藤惠美子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４７号
横浜市港南区野庭町601番地　野庭住宅１棟201号
債務者　小川惠美子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部